

流山市農業委員会
令和6年第5回
総会議事録

令和6年5月10日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和6年第5回総会議事録

- 1 期 日 令和6年5月10日(金)
- 2 場 所 流山市役所301会議室
- 3 議 長 名 水代 啓司
- 4 署名委員 2番 矢口 優子
3番 池田 操代
- 5 出席農業委員(委員11名)
 - 1番 鈴田 徹
 - 2番 矢口 優子
 - 3番 池田 操代
 - 4番 金子 文雄
 - 5番 鈴木 亨
 - 7番 中嶋 清
 - 8番 小菅 康男
 - 9番 石井 保
 - 10番 岡田 長政
 - 11番 山崎 日出男
 - 12番 水代 啓司
- 6 欠席農業委員(委員1名)
 - 6番 金子 孝博
- 7 出席農地利用最適化推進委員(委員4名)
 - 1地区 藍川 治助
 - 2地区 森田 元彦
 - 1地区 染谷 文夫
 - 2地区 海老原 節雄
- 8 欠席農地利用最適化推進委員(委員0名)
- 9 書記名 事務局主事 窪田 優成
- 10 事務局 事務局長 深津 博樹
事務局次長 染谷 晃
事務局主任主査 秋元 敏男
事務局主任主事 田仲 悠太郎
事務局会計年度任用職員 齊藤 恒夫
- 11 会議目次
 - 議案第24号 令和5年度最適化活動の目標に対する点検・評価および農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について…………… 1
 - 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について…………… 5
 - 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)…………… 6
 - 議案第27号 農用地利用集積計画の決定について…………… 9
 - 議案第28号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について…………… 11
 - 報告第10号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について…………… 13
 - 報告第11号 合意解約の通知について…………… 13
 - 報告第12号 転用許可に伴う工事完了の報告について…………… 14
 - 報告第13号 専決処理の報告について…………… 14

▲開会 午後3時00分

○水代会長 それでは、ただ今から令和6年第5回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中11名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることを御報告いたします。

なお、6番 金子孝博委員から欠席の旨届出がありましたので、報告いたします。

○水代会長 次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

2番 矢口委員、3番 池田委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、窪田主事を任命いたします。

○水代会長 次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。

本日、審議いただく案件につきましては、議案第24号「令和5年度最適化活動の目標に対する点検・評価および農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について」から議案第28号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」までの5議案について、審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第10号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から報告第13号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

説明は、以上です。

よろしくをお願いします。

○水代会長 ただいまの説明について、何か質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

○水代会長 これより議事に入ります。

議案第24号「令和5年度最適化活動の目標に対する点検・評価および農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページを御覧ください。

議案第24号

令和5年度最適化活動の目標に対する点検・評価及び農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について

令和5年度最適化活動の目標に対する点検・評価及び農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について次のとおりとする。

令和6年5月10日提出

本案につきましては、本日総会前に開催した、総合農政検討委員会において検討いただき、案を策定していただいたものです。

1の「最適化活動の目標に対する点検・評価(案)」と2の「農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について(案)」は関連があるため、あわせてご説明いたします。

はじめに、右上に「資料1」と書かれました「令和5年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表」を基に、令和5年度の実績について説明いたします。

まず1ページを御覧ください。

Iの「農業委員会の状況」ですが、これは令和5年度当初の状況として「1 農業委員会の現在の体制」及び「2 農家・農地等の概要」を示しています。

続きまして、2頁をお開きください。

IIの「最適化活動の実施状況」は「1 最適化活動の成果目標」と「2 最適化活動の活動目標」に分かれています。

はじめに、「1 最適化活動の成果目標」について説明いたします。

まず(1)の「農地の集積」です。

②の目標として、令和5年度は「新規集積45.2ヘクタール」、「今年度末(5年度末)の集積率 42.2%」を目標としていました。

これについて、③実績ですが、今年度の新規集積面積は1.81ヘクタール、今年度末の集積率は30.9%、目標に対する達成状況は73.2%でした。

これらをうけた、農業委員会の点検結果については、「認定農業者等の担い手への集積については、新規に1.81haの集積を行ったが、目標には達しなかった。合意解約や更新されないことによる集積面積(累計)の減少もあり、今年度末の集積率は目標に対して73.2%の達成状況となった。」と記載いたしました。

つぎに、(2)の「遊休農地の発生防止・解消」です。

②の目標として、令和5年度は「緑区分の遊休農地の解消目標 0.28ヘクタール」としています。

続いて3ページを御覧ください。

そのほかの目標として、「黄色区分の遊休農地の解消のための工程表の作成方針として、千葉県、市農業振興課、千葉県園芸協会(農地中間管理機構)等と協議し、

基盤整備事業の実施の可能性を探る」「前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標 0.26ヘクタール」としています。

これについて、③実績ですが、遊休農地の解消には至らず、また、関係機関との協議にも至りませんでした。

④のその他については、利用状況調査と利用意向調査の結果を記載しました。

これらをうけた、農業委員会の点検結果については、

「新たな遊休農地の解消には至らなかった。遊休農地化する前の状態で、保全管理がやや不十分な農地については、適正管理の指導を適宜実施した。」と記載しました。

つぎに、(3)の「新規参入の促進」です。

②の目標として、令和5年度は「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積 1.2ヘクタール」としています。

4ページをお開きください。

これについて、③実績ですが、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積は0と目標の達成には至りませんでした。

これらをうけた農業委員会の点検結果については、「公表の同意は得られなかった」と記載しました。

続いて、「2 最適化活動の活動目標」についてです。

(1)の「最適化活動を行う目標」は、すべての委員を対象に月7日と設定しました。

(2)の「活動強化月間の設定」は3回設定し、10月から12月に行うこととしました。

こちらの実績につきましては、3回となりました。

10月は「利用状況調査の結果を確認し、利用集積の必要な場所の認識を委員間で共有した。」

11月は「地域計画策定や地域での話し合い等についての勉強会を実施した。」

3月は「1年間の利用集積の結果や内容を確認し、来年度の活動へつなげるための情報を委員間で共有した。」と記載しました。

続いて5ページを御覧ください。

(3)の「新規参入相談会への参加」については、目標どおり1回参加しました。

また、参加人数については1名参加しました。

以上が、個別の目標に対する結果です。

これを受けまして、農林水産省の課長通知に基づき、「目標の達成状況の標語」が決まります。

資料2の1ページを御覧ください。

【表1】の各目標の達成状況によって点が決まります。

これらを基にしますと、合計5点となり、【表2】の「目標に対して期待どおりの結果が得られた」になりました。

再び、資料1の5ページにお戻りください。

次に「推進委員等の点検・評価結果」について御説明いたします。

5ページの最後の部分、「推進委員等の点検評価結果」についてですが、これについては、各委員の皆様は毎月活動記録簿を出していただき、実績をとりまとめました。

令和5年度は、1人当たりの活動日数の目標を「月7日」としましたが、活動日数平均は6日となりました。

これをもとに、委員の皆様の実績を整理しますと、5ページの一番下に記載のとおりとなりました。

なお、合計が18名となっているのは、年度途中で2名の改選があったためです。

続きまして、6ページを御覧ください。

Ⅲ 事務の実施状況について説明いたします。

こちらは、各種事務の件数等になります。

- 1 総会、部会の開催実績は毎月1回総会を開催しました。
また、7月は委員改選に伴う初総会があったため2回となっています。
- 2 農地法第3条に基づく許可事務については、9件の処理を行い9件許可しました。
処理期間等については、記載のとおりです。
- 3 農地転用に関する事務については、農地転用許可について農業委員会にて権限移譲を受けているため、「地方自治法第180条の2に基づき 市町村長から農業委員会へ事務委任」に○をしています。
許可処理件数は17件、許可17件、処理期間については記載のとおりです。
- 4 違反転用への対応については、1.29ヘクタールの違反転用面積があり、解消面積は0ヘクタールでした。

以上が「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表」になります。

続いて、右上に資料3と書かれた「令和5年度最適化活動の目標に対する点検・評価」を御覧ください。

こちらについては、資料1で説明した内容のうち、目標に対する実績の数字のみを整理したものになります。

各種数字については、これまでの説明のとおりですので説明は省略いたします。

本案の説明につきましては、以上です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

○石井委員長 議案第24号『令和5年度 最適化活動の目標に対する点検・評価および農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について』の審議の経過と結果を御報告いたします。

本案につきましては、農林水産省からの通知に基づき、本日の総合農政検討委員会で、昨年度の活動の点検・評価と、事務の実施状況の公表について審議致しました。

その結果、別紙のとおり案をまとめさせていただきました。
内容につきましては、先ほどの事務局の説明のとおりです。
総合農政検討委員会における審議の経過と結果についての報告は以上です。
よろしくご審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。
質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。
(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
挙手、全員であります。
よって議案第24号については、原案のとおりとすることに決定いたしました。
ありがとうございました。

○水代会長 議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。
染谷次長。

◎染谷次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第25号

農地法第3条の規定による許可申請について
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和6年5月10日提出

今月の申請は1件です。

権利者は流山市西深井の方で、職業は農業です。

申請地は、西深井の畑1筆、面積は228平方メートルです。

申請事由は、経営規模拡大のため、売買にて所有権を取得するものです。

議案案内図は、1ページにございますので、併せて御参照ください。

説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小菅副委員長。

○小菅副委員長 今月の小委員会の報告ですが、金子委員長が本日欠席のため、私が代わりに報告いたします。

それでは、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を報告いたします。

今月の案件は1件です。

本案については、現地調査および権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の南西約1キロメートルに位置している畑1筆で、面積は228平方メートルです。

また、申請理由につきましては、権利者の自宅の向かいに申請地があり、管理しやすいことから、売買にて所有権を移転するものです。

売買価格については、全体で100万円とのことでした。

申請地の畑は、投影している写真のとおり、耕作済みの状態でした。

権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約3,700平方メートルです。

農業従事者は1名で、農業従事日数は150日です。

今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということです。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れること、また、農業従事日数を満たしていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願い致します。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第25号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題いたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の3ページを御覧ください。

議案第26号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和6年5月10日提出

今月の申請は2件です。

最初に、議案1番の権利者は、柏市西原一丁目にお住まいの方です。

申請地は西深井の畑2筆、転用面積は合わせて164.15平方メートルです。

権利の種類は所有権の移転で、転用目的は、自己用の専用住宅1棟を建築するものです。

申請地の案内図と計画図は、議案案内図の3ページと4ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案2番の権利者は、流山市西深井にお住まいの方です。

申請地は、平方の畑1筆、転用面積は240平方メートルです。

権利の種類は、使用貸借権の設定で、転用目的は、自己用の専用住宅1棟を建築するものです。

申請地の案内図と計画図は、議案案内図の5ページと6ページにございますので、併せて御参照ください。

説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小菅副委員長。

○小菅副委員長 議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが2件です。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

始めに、1番について御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の南西約500メートルに位置し、周囲は小規模な畑と住宅が混在している地域です。

そのため、宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地でおおむね10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

権利の種類は、贈与による所有権移転で、転用目的は専用住宅を建築しようとするものです。

権利者は、柏市西原一丁目にお住まいの方で、年齢は37歳です。

申請理由については、現在、家族3人で共同住宅に住んでいますが、子どもの成長を考え、専用住宅を建築するため申請がされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

軽量鉄骨造2階建の住宅とする計画です。

土砂等の流出対策については、南側との隣接地に2段のコンクリートブロックを設置し流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水浸透マスを設置し、オーバーフロー分を側溝に排水する計画です。

汚水については東側の污水管に接続し排水するとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては写真のとおりで、申請地周辺につきましては、西側と北側は宅地、東側は道路、南側は畑となっています。

次に、資金計画ですが、建設費が約3,900万円で全額借入金で賄うとのこと、金融機関発行の融資証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し現在手続き中です。

続いて、2番について報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の南西約2.1キロメートルに位置し、周囲はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

なお、第1種農地は原則許可できない農地ですが、住宅で集落に接続して設置されるものは、例外的に許可できるものとなっています。

権利の種類は使用貸借権の設定で、転用目的は専用住宅を建築しようとするものです。

権利者は、流山市西深井にお住まいの方で年齢は29歳です。

申請理由については、現在、家族3人で共同住宅に住んでいますが、子どもの成長を考え、自己用の専用住宅を建築するため申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

木造2階建の住宅とする計画です。

土砂等の流出対策については、隣接地との外周に2段のコンクリートブロックを設置し流出を防ぐ計画です。

また、排水対策について、雨水は浸透マスを設置し敷地内浸透とする計画です。

汚水については、浄化槽で処理し、西側にある実家の枡に接続し排水する計画です。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで申請地周辺につきましては、西側は宅地、南側は道路、その他は畑となっています。

次に、資金計画ですが、建設費が約3,900万円で、全額借入金で賄うとのこと、金融機関発行の融資証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

以上、権利者および申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力などの「一般基準」また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第26号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 議案第27号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第27号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和6年5月10日提出

今月の申請は、新規が3件、更新が7件です。

最初に、議案の1番、2番および、5ページの4番から、8ページの10番までの権利者が同一のため、一括して説明いたします。

権利者は、流山市下花輪にお住まいの方で、職業は兼業です。

1番と2番の対象となる農地は、平方の田2筆 面積はあわせて2, 111平方メートルです。

議案案内図につきましては、7ページにございますので併せて御参照ください。

利用権の設定期間は、新規により6年間で、権利の種類は賃貸借です。

続いて、5ページの4番から、6ページの6番までについての対象となる農地は、西深井の田6筆、面積はあわせて4, 202平方メートルです。

議案案内図は、9ページから10ページにございますので併せて御参照ください。

次に、7ページの7番から、8ページ10番についての対象となる農地は、平方の田4筆、面積は4, 007㎡と、中野久木の田2筆、2, 062㎡です

議案案内図は、7ページと11ページから12ページにございますので、併せて御参照ください。

利用権の設定期間は、更新により3年間で権利の種類は賃貸借です。

最後に、議案書の5ページに戻りまして、議案3番の説明をいたします。

権利者は、流山市下花輪にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、下花輪の畑1筆で面積429平方メートルです。
利用権の設定期間は、新規により3年間で権利の種類は使用貸借です。
本件の議案案内図につきましては、8ページにございますので併せて御参照ください。

今月の農用地利用集積は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小菅副委員長。

○小菅副委員長 議案第27号「農用地利用集積計画の決定について」報告いたします。

今月の案件は、新規が3件、更新が7件です。

1番と2番、また、4番から10番までの権利者が同一のため、一括して説明いたします。

1番と2番ですが、新たに6年間の利用権を設定しようとするものです。

申請地につきましては、写真では田植え前ですが、現在は作付け済みです。

4番から10番ですが、相手を変更して3年間の利用権を設定しようとするものです。

申請地につきましては、写真では田植え前ですが、現在は作付け済みです。

権利者の職業は兼業で、年齢は60歳です。

農業従事者は3名で、農業従事日数は150日です。

最後に3番ですが、新たに3年間の利用権を設定しようとするものです。

申請地につきましては、写真のとおり作付け済みです。

権利者の職業は農業で、年齢は25歳です。

農業従事者は3名で、農業従事日数は300日です。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れることや、従事日数などの各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第27号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第28号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の10ページをお開きください。

議案第28号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
次のとおり、現況証明願いがあったので審議を求める。

令和6年5月10日提出

今月の申請は2件です。

1番の申請者は、流山市西深井にお住まいの方です。

申請地は、西深井の登記地目 畑1筆、面積は231平方メートルです。

議案案内図は、13ページと14ページにございますので、併せて御参照ください。

変更後の地目につきましては、宅地です。

2番の申請者は、流山市下花輪にお住まいの方です。

申請地は、下花輪の登記地目 畑2筆 合計面積142平方メートルです。

議案案内図は、15ページと16ページにございますので、併せて御参照ください。

変更後の地目につきましては、宅地です。

いずれも、現況が宅地として20年以上経過していることから、登記簿上の地目を
現況の地目に合わせるため願出があったものです。

御説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小菅副委員長。

○小菅副委員長 議案第28号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願
について」報告いたします。

今月の案件は、2件です。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

はじめに、1番について報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の南西約500メートルに位置している土地であります。

申請者が平成11年に相続により取得した土地で、昭和61年頃から、配置図のよ
うに庭先として利用されているとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております平成元年に撮影された

航空写真が添付されておりました。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり庭先となっていることを確認いたしました。

次に、2番の申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、流鉄流山線流山駅の北約1.3キロメートルに位置している土地であります。

申請者が平成23年に相続により取得した土地で、一筆は、昭和44年頃から通路の一部、もう一筆は平成3年頃から配置図のように利用されているとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております平成14年に撮影された航空写真が添付されておりました。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地となっていることを確認いたしました。

どちらも、申請目的につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため、願出があったものです。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は宅地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第11番(鈴木委員) 議案第26号の1の転用許可申請については、恒久転用で畑を宅地にしようとしており、議案第28号の非農地申請については、庭になっている現状をそのままにするということですが、一緒に申請する理由を何か聞いていますか。

◎事務局(染谷次長) 道路側の議案第26号の1については、専用住宅を建築するために、農地法第5条の転用許可申請が提出されています。

奥側の議案第28号の非農地申請の土地については、現状は農地ではなく立派な庭となっており、この際、一緒に申請してしまおうということだと思います。

◆第11番(鈴木委員) 建物配置図を見ると、ほとんど庭がないので、併せて利用するのかとお聞きしました。

◎事務局(染谷次長) 転用許可の部分と非農地の部分を一体で使う予定はなく、あくまで別であると聞いています。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第28号については、証明することに決定いたしました。

○水代会長 次に、報告第10号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の11ページをお開きください。

報告第10号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

令和6年5月10日報告

今月の生産緑地の斡旋依頼は1件です。

令和6年3月総会で「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」でご承認をいただきました方の農地です。

議案案内図につきましては、17ページにございますので、併せて御参照ください。

今後、買取り申出から3か月が経過する日までに、買取りの申し出がなかった場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることになります。

今月の生産緑地の買取り申出についての報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第11号「合意解約の通知について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の12ページをご覧ください。

報告第11号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

令和6年5月10日報告

合意解約が行われました農地は、南、谷、桐ヶ谷、上貝塚、下花輪にあります田35筆、畑17筆、の計52筆、合計面積38,129.13平方メートルです。

合意解約通知書の受付日は、令和6年3月22日です。

議案案内図につきましては、18ページから22ページにございますので、併せて御参照ください。

今月の合意解約の報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第12号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の17ページをお開きください。

報告第12号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和6年5月10日報告

今月の工事完了報告は2件です。

1番は、令和5年7月の総会で審議がなされ、令和5年9月5日付けで、許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の23ページと24ページにございます。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので、併せて御参照ください。

2番は、令和5年7月の総会で審議がなされ、令和5年7月12日付けで許可となった案件であります。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の25ページと26ページにございます。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので、併せて御参照ください。

どちらも、3月28日に池田委員と染谷委員に現地を確認いただきました。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 最後に、報告第13号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の18ページをお開きください。

報告第13号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理し

たので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年5月10日報告

最初に、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、2件 2筆 面積1,563平方メートルです

次に、2の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、13件 35筆 合計面積7,919.96平方メートルです。

いずれも、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の19ページを御覧ください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が1件、道水道用地が1件です。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が11件、マンションの区分所有が1件、その他の建物施設用地が1件の計13件の届出がありました。

今月の専決処理のご報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和6年第5回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後3時50分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和6年5月10日

流山市農業委員長

水代啓司

流山市農業委員会委員

矢口優子

流山市農業委員会委員

池田操代